

国政・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書（案）

現在、わが国で国政・地方選挙立候補するためには、高額な供託金が必要になっています。特に国政選挙の供託金は、選挙区で 300 万円・比例区で 600 万円を要し、これは世界一高い額であり、没収点も高いことから、国政選挙への立候補の障壁はきわめて厳しくなっています。

立候補の自由に関しては、これまでの司法判断においても「選挙権の自由な行使と表裏の関係」であり、「自由かつ公正な選挙を維持する上で、極めて重要」とされています。また、「両議院の議員及びその選挙人の資格」を定めた憲法 44 条でも「・・社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と書かれています。選挙への立候補にきわめて高額な供託金を必要とする制度は、こうした憲法の理念に反し、高額な費用を用意できる者以外の立候補の自由を事実上奪いかねないものと言えます。また、2009 年には、高すぎる供託金の額と没収点を引き下げる法案が、衆議院で可決されています（その後参議院で通過しないまま衆議院解散により廃案）。

供託金制度の目的に「泡沫候補と売名候補の排除」があげられていますが、この制度が無いのか、きわめて低額の諸外国においても、「泡沫候補と売名候補」による濫立が公正な選挙を妨げるような問題は生じていません。また、わが国でも町村議会選挙は供託金が 0 円ですが、そうした問題は特段見られません。売名行為や混乱を防ぐための制度として、「供託金」ではなく、スイスやスウェーデンなどで導入されているように、一定数の支持者署名の提出を立候補の条件とする方法などもあります。

わが国では、去る 2015 年 6 月、若い人々の政治参加を拡大・保障するため、選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、学校など教育現場でも主権者教育が取り入れられるようになってきました。主権者は、選挙への投票だけではなく、立候補を含めたさまざまな主権を行使する主体であり、その主権行使を阻害する可能性のある制度は検討し直す必要があります。

そこで本市議会は、国及び国会に対し、より広い市民の政治参加を促進するため、供託金制度を見直すよう、求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2017 年〇月〇日 〇〇議会議長

（宛先：内閣総理大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長）

〇〇議会議長殿

国政・地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書の提出についての請願（陳情）

現在、わが国で国政・地方選挙立候補するためには、高額な供託金が必要になっています。特に国政選挙の供託金は、選挙区で 300 万円・比例区で 600 万円を要し、これは世界一高い額であり、没収点も高いことから、国政選挙への立候補の障壁はきわめて厳しくなっています。

立候補の自由に関しては、これまでの司法判断においても「選挙権の自由な行使と表裏の関係」であり、「自由かつ公正な選挙を維持する上で、極めて重要」とされています。また、「両議院の議員及びその選挙人の資格」を定めた憲法 44 条でも「・・社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と書かれています。選挙への立候補にきわめて高額な供託金を必要とする制度は、こうした憲法の理念に反し、高額な費用を用意できる者以外の立候補の自由を事実上奪いかねないものと言えます。また、2009 年には、高すぎる供託金の額と没収点を引き下げる法案が、衆議院で可決されています（その後参議院で通過しないまま衆議院解散により廃案）。

供託金制度の目的に「泡沫候補と売名候補の排除」があげられていますが、この制度が無い、きわめて低額の諸外国においても、「泡沫候補と売名候補」による濫立が公正な選挙を妨げるような問題は生じていません。また、わが国でも町村議会選挙は供託金が 0 円ですが、そうした問題は特段見られません。売名行為や混乱を防ぐための制度として、「供託金」ではなく、スイスやスウェーデンなどで導入されているように、一定数の支持者署名の提出を立候補の条件とする方法などもあります。

わが国では、去る 2015 年 6 月、若い人々の政治参加を拡大・保障するため、選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、学校など教育現場でも主権者教育が取り入れられるようになってきました。主権者は、選挙への投票だけではなく、立候補を含めたさまざまな主権を行使する主体であり、その主権行使を阻害する可能性のある制度は検討し直す必要があります。

以上のことから、国及び国会に対し、高額な供託金制度を見直すよう求める意見書を提出するよう、強く請願（陳情）いたします。

< 供託金問題参考資料 >

■ 供託金制度はここが問題

① 供託金制度は違憲の疑いも

国政選挙に立候補する場合、選挙区で 300 万円・比例区で 600 万円という多額の供託金の納付をしなければならないことが公職選挙法 92 条で定められ、一定の得票数(没収点)に達しなければ供託金が没収される制度となっており(同法 93 条)、特に国政選挙の場合は没収点が非常に高くなっています(資料参照)。このような供託金制度は、「自由な選挙」を保障した憲法 15 条や、「国会の議員や選挙人の資格」を「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた 44 条などの理念に反するものであり、これらの制度は憲法違反の疑いが濃厚です。

② 誰が議員になるかは有権者が判断すべき

供託金制度の目的は、泡沫候補者を防ぐことや売名候補者を排除することにあるとされています。しかし、候補者の資産状況で立候補を排除すべきではありません。一方、供託金が立候補のハードルとならないような資産状況を有した人が「売名」のために立候補する場合には、それを排除できず、このような制度は無意味となります。結局のところ、「泡沫候補者かどうか」「議員としてふさわしいかどうか」は、候補者の主張や政策に基づき、有権者が判断することこそが選挙の本質です。

③ 日本の供託金は世界一高い

諸外国の例を見ると、アメリカ・ドイツ・フランス・イタリア・ロシアにはそもそも供託金制度が存在しません。また、供託金制度が存在する国であっても、イギリスやカナダでは 10 万円程度です。しかし、これらの国々で日本のような高額な供託金制度の創設をしようとしている国はありません。

また、隣国である韓国では、2001 年、憲法裁判所が「2000 万ウォン(日本円で約 200 万円)もの選挙供託金はあまりにも高額で憲法違反」だと判断しています。

日本の 300 万円や 600 万円という金額は、世界的に見て異例の高さであり、民主主義の進歩に逆行する制度だと言わざるを得ないのです。

④ 供託金以外の制度もある

スイスやスウェーデンでは、一定数の署名を提出することが立候補の条件となっています。財産でハードルを設ける供託金制度ではなくても、よりお金がかからない方法によって、供託金制度と同様の目的を達成することも可能なのです。

■ 国会や国政政党での議論は？

① 2009年、衆議院で供託金を3分の2に削減する法案が可決

改正案の内容は衆院選・参院選の供託金を3分の2に減額し、選挙区の供託金没収点を半分に引き下げるもので、2009年7月9日に自民・公明・共産・社民各党などの賛成多数で衆議院を通過しました。参議院では通過の目途が立たないまま、7月21日の衆議院解散に伴い廃案となっていますが、供託金の引き下げが、一時的にはあれ、衆議院での多数意志となったのです。

② 自民党も供託金問題に触れています

「2016 参院選政策BANK」では、「選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについて検討します。また、若い世代の政治参加の環境を整え、政治に挑戦しやすいよう、選挙における供託金のあり方や、インターネット活用の可能性等についても検討を進めます」とあります。

③ 「18歳選挙権」の趣旨からも

意見書案でも触れていますが、「若い人々の政治参加を拡大・保障」することを大きな目的の一つにして、投票権の年齢が「18歳以上」に引き下げられました。その趣旨からも、立候補する権利も幅広く認められ、障壁は可能な限り下げられるべきです。

■参考:各選挙における供託金の金額と没収点

選挙の種類	供託額	供託物が没収される得票数、またはその没収額
衆議院小選挙区	300万円	有効得票数×1/10未満
衆議院比例代表	※候補者1名につき 600万円	没収額＝供託額－(300万円×重複立候補者のうち小選挙区の当選者数＋600万円×比例代表の当選者数×2)
参議院比例代表	候補者1名につき 600万円	没収額＝供託額－600万円×比例代表の当選者数×2
参議院選挙区	300万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/8未満
都道府県知事	300万円	有効得票数×1/10未満
都道府県議会	60万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
指定都市の長	240万円	有効得票数×1/10未満
指定都市議会	50万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満

その他の市区の長	100万円	有効得票数×1/10未満
その他の市区の議会	30万円	有効得票数÷その選挙区の議員定数×1/10未満
町村長	50万円	有効得票数×1/10未満